

【重要】受精卵販売における条件について

畜産センターでは、茨城県内の和牛増頭と県内流通の促進を目的として受精卵を販売しています。このため、以下の項目を遵守いただけない場合は、今後当センターで販売する受精卵の購入について制限させていただく可能性がありますので御了承願います。

- ①受け取ってから **6か月以内**に、県内で飼養している雌牛に移植すること。
- ②生まれた産子は以下のいずれかで譲渡又は飼養すること。
 - ★ 生まれた産子を **出荷する場合、県内の家畜市場に出荷**すること。
 - ★ 生まれた産子を **農家間で譲渡する場合、県内の農家**に限ること。
 - ★ **自家農場で飼養**すること。
- ③受精卵の移植状況や受胎状況など産子に関して **年1回報告**すること（当センターが用紙を送付いたします）。

このことについて、御理解いただいたうえで御応募ください。
不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

茨城県畜産センター 繁殖技術・ゲノム研究センター

担当：関

TEL 0299-43-3333 FAX 0299-43-6392